

(資料三)

平成三十年九月

定例島根県議会議案(条例)

参  
考  
資  
料

# 目 次

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例 .....	1
島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条 例 .....	1
島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例 の一部を改正する条例 .....	2
島根県港湾施設条例の一部を改正する条例 .....	3
島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の 特例に関する条例の一部を改正する条例 .....	3

## 平成30年9月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

### 第99号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

地域再生法の改正等に伴い、地方活力向上地域における県税の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 内閣総理大臣の認定を受けた地域再生計画に記載されている地方活力向上地域内において、東京都の特別区から特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業に関する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画について知事の認定を受けた事業者が、同整備計画に従って、総務省令に規定する特別償却設備を新設し、又は増設した場合には、次に掲げる県税の課税を免除すること。

ア 当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得に対して課すべき不動産取得税

イ 当該特別償却設備のうち償却資産の取得の日の属する年の翌年の4月1日の属する年度分の固定資産税

(2) 地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を平成32年3月31日までとすること。

(3) 地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴う引用する条項の整理

(4) その他規定の整理

#### 3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)及び(2)については、平成30年6月21日以後に特別償却設備を新設し、又は増設した場合に適用する。ただし、2の(3)については、平成32年4月1日から施行する。

### 第100号議案

島根県警察職員の特別ほう賞金に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

社会情勢の変動等に伴い、警察職員に授与する特別報賞金の額について

所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

### (1) 殉職者特別報賞金の上限額の改正

改正前	改正後
2,520万円	3,000万円

### (2) その他規定の整理

## 3 施行期日等

公布の日から施行し、同日以後に授与の事由が生じた殉職者特別報賞金について適用する。

## 第101号議案

島根県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

## 1 提案理由

養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の改正に伴い、養護老人ホームの職員の配置の基準等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

## 2 条例の概要

(1) サテライト型養護老人ホームを設置することのできる本体施設に養護老人ホームを追加すること。

(2) サテライト型養護老人ホームにおける主任生活相談員の配置基準を、常勤換算方法で、1以上とすること。

(3) 指定特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く。）、指定地域密着型特定施設入居者生活介護又は指定介護予防特定施設入居者生活介護（外部サービス利用型を除く。）を行う養護老人ホームにおける看護職員の配置基準を、常勤換算方法で、1以上とすること。

(4) サテライト型養護老人ホームに置かないことができる職員について、本体施設が養護老人ホームである場合の基準を追加すること。

### (5) その他規定の整理

## 3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第102号議案

### 島根県港湾施設条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

浜田港に軌道走行式荷役機械を新設することに伴い、港湾施設の使用料の額について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

港湾施設の使用料の新設

港湾施設の種類	使用料の額
軌道走行式荷役機械	1時間につき 50,810円

#### 3 施行期日

規則で定める日から施行する。

## 第103号議案

### 島根県建築基準法施行条例及び知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

建築基準法の改正に伴い、関係条例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 島根県建築基準法施行条例の一部改正

##### ア 建築物の敷地と道との関係の建築の認定に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
建築物の敷地と道との関係の建築の認定を受けようとする者	申請1件につき 27,200円

##### イ 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築の許可に係る手数料の新設

手数料を納付しなければならない者	手数料の額
1年を超えて使用する特別の必要がある仮設	申請1件につき

興行場等の建築の許可を受けようとする者

161,000円

ウ 引用する条項の整理

エ その他規定の整理

(2) 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正

ア 建築基準法に基づく事務のうち、次の事務を浜田市、益田市、大田市、安来市、江津市、雲南市、奥出雲町、川本町、津和野町、吉賀町及び隠岐の島町に権限移譲すること。

ア 建築物の敷地と道との関係に関する認定に係る申請の受理

イ 1年を超えて使用する特別の必要がある仮設興行場等の建築に関する許可に係る申請の受理

イ 引用する条項の整理

ウ その他規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。